

No	御意見			回答
	ページ	行	(細分)箇条番号	
1	2/23	5行目	目次3.	①MLAPウェブページでは告示も法令に区分されており、この文書と整合していない。また、対象文書と略称「告示」との対応が出現するのは、3.表題より後なので、それまでは「告示」の表現を掲載すべきでない。 ②提案する記述:引用される法令、規格、規程等
2	2/23	7行目	目次5.	「IAJapanが利用可能な技能試験等の種類」という表現は曖昧さがあることから、「IAJapanの審査及び認定プロセスで利用される技能試験の種類」とすべき。
3	2/23	8行目	目次5.1	測定監査は、試験所間比較と並んで技能試験の一部であることから、技能試験の後ろに「又は測定監査」が続くのは不自然。
4	2/23	9行目	目次5.2	元の文はどこまでが修飾関係にあるか曖昧である。「特例として許容される技能試験」とすべき。
5	2/23	12行目	目次6.2	「等」の消去により、曖昧さを排除すべき。
6	2/23	13行目	目次6.3	「等」の消去により、曖昧さを排除すべき。
7	2/23	14行目	目次7.	要求事項そのものは各プログラムの規程文書に定義されるのだから、この方針文書の位置付けを明確化すべき。また、「認定(登録)」とすると認定=登録という意味に取られるが、実際には区別されているので列記すべき。
8	2/23	15行目	目次7.1	①要求事項そのものは各プログラムの規程文書に定義されるのだから、この方針文書の位置付けを明確化するため、「適用」を「解釈」とすべき。 ②括弧書きの位置が不自然。
9	2/23	16行目～18行目	目次7.2～7.4	要求事項そのものは各プログラムの規程文書に定義されるのだから、この方針文書の位置付けを明確化するため、「適用」を「解釈」とすべき。
10	2/23	19行目～20行目	目次8.～9.	「事項」の曖昧さを排除し、この方針文書の位置付けを明確化するため、「事項」を「方針」とすべき。
11	2/23	22行目	目次9.2	「事項」の曖昧さを排除し、この方針文書の位置付けを明確化するため、「事項」を「事柄」とすべき。
12	2/23	24行目	目次10.	「事項」の曖昧さを排除し、この方針文書の位置付けを明確化するため、「事項」を「方針」とすべき。

13	3/23	4行目～9行目	1.	①文の途中の括弧内の句点を削除すべき。例えば、(以下「IAJapan」という。))は、単に(IAJapan)とすべき。 ②「認定(登録)プログラム」とすると認定プログラム=登録プログラムという意味に取られるが、実際には区別されているので列記すべき。 ③引用文書は別項に網羅されているので、文章の短縮化のために省略すべき。 ④文書全体の目的として「…について示す」よりは文書表題に沿って「…方針を示す」の方がよい。
14	3/23	12行目	1.(3)	No.7に同じ。
15	3/23	13行目～14行目	1.(4)～(5)	No.10に同じ。
16	3/23	15行目	1.(6)	No.12に同じ。
17	3/23	18行目	2.	①「認定(登録)」とすると認定=登録であるとの意味に取られるが実際には区別されているので列記すべき。 ②対象事業者を明確にすべき。
18	3/23	19行目	2.(1)	①対象事業者を明確にすべき。 ②5.1に記載されている試験事業者に、特定計量証明事業者を含む旨をここに移動。 ③提案する記述:MLAP(計量法特定計量証明事業者認定制度)による、特定計量証明事業者(以下、特に指定のない限り「試験事業者」に含める)の認定及び国際MRA対応特定計量証明事業者(以下、特に指定のない限り「国際MRA対応試験事業者」に含める)の認定
19	3/23	20行目	2.(2)	①対象事業者を明確にすべき。 ②提案する記述:JCSS(計量法校正事業者登録制度)による、校正事業者の登録及び国際MRA対応校正事業者の認定
20	3/23	21行目	2.(3)	①対象事業者を明確にすべき。 ②提案する記述:JNLA(工業標準化法試験事業者登録制度)による、試験事業者の登録及び国際MRA対応試験事業者の認定
21	3/23	22行目～23行目	2.(4)	①文の途中の括弧内の句点を削除すべき。 ②対象事業者を明確にすべき。 ③提案する記述:ASNITE(製品評価技術基盤機構認定制度)による、試験事業者(製品認証機関の試験所を含む)、校正事業者及び標準物質生産者の認定

22	3/23	26行目	3.	①「関係」は「規格」や「規定」も修飾するが、「次に掲げる」とあるため、無くても分かるので省略。 ②MLAPウェブページでは告示も法令に区分されており、この文書と整合していない。また、対象文書と略称「告示」との対応が出現するのは、3.表題より後なので、それまでは「告示」の表現を掲載すべきでない。	①・②この文書では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。』に変更いたします。
23	3/23	35行目～36行目	3.	①文の途中の括弧内の句点を削除すべき。 ②「第222号」の後の句点は読点とすべき。	①・②No.13①を踏まえ「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号及び平成17年経済産業省告示第222号、以下「告示」という。)」に変更いたします。
24	3/23	35行目～36行目	3.	①本文で読み替えてよいと言っているJISを明確化すべき。 ②各規格の1行目の行の書式を均等割付から左寄せに変更すべき。	①URP23におけるJIS Q 0034のケースと同様、対応JISがある国際規格が、必ずしも読み替え対象になるとは限りません。読み替えてよいJISを明確化するためには発行年も明確にする必要があることから、原案どおりといたします。 ②ぶら下げインデントは、他の文書において左寄せが読みにくいとの意見を踏まえたものであることから、原案どおりといたします。
25	4/23	1行目～4行目			
26	5/23	1行目	4.表題	(3)と(4)の「」枠で囲む書式の説明を4.本文に追加するため、表題も「用語及び表現」に変更すべき。	後出No.28により、説明を追加する必要はなくなりました。
27	5/23	2行目～4行目	4.	①No.13①に同じ。 ②No.17①に同じ。 ③「関連する認定(登録)プログラム」の対象を明確にするため、「MLAP/JCSS/JNLA/ASNITE登録・認定プログラム」に変更すべき。	①No.13①の理由により、原案どおりといたします。 ②「認定・登録プログラム」に変更いたします。 ③2.の適用範囲で対象は明確になっていることから、原案どおりといたします。
28	5/23	11行目～15行目	4.(3)、(4)	本文でISO/IEC 17043に定義する用語を適用するといっているのだから、追加の定義として掲載するのは本文に矛盾する。	用語「技能試験提供者」及び「技能試験品目」は、ISO/IEC 17043の定義をそのまま再定義しておりますが、その事実を明確にする必要性がないことから、(3)と(4)の「」枠の記述を削除いたします。
29	5/23	20行目	4.(5)の次(空行)	①「」枠で囲む書式の説明を追加すべき。 ②提案する記述:また、この文書では、引用文書から意味を変えることなく抜粋した箇所を枠で囲んで示す。ただし、本書の文脈に当てはまるように項番等は適宜変更する。	No.28により、説明を追加する必要はなくなりました。
30	5/23	23行目～25行目	5.1	①試験事業者に、特定計量証明事業者を含む記述は、2.(1)に移動すべき。 ②5.2本文の提案する記述と対比させるべき。 ③提案する記述:IAJapanが試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者向けに運営する登録・認定プログラムでは、通常、その審査及び認定プロセスにおいて以下に掲げる技能試験が利用される。	①No.18②のとおり、移動いたしません。 ②・③原案どおりといたします。
31	5/23	26行目～37行目	5.1 a)～注記を囲む枠	引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	5.1 a)～注記までの記述は、特に重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。

32	5/23	26行目	5.1 a)	①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」。 ②提案する記述:IAJapanが技能試験提供者として提供する試験所間比較又は測定監査。	①・②原案どおりといたします。 ①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」ではありません。
33	5/23	27行目～28行目	5.1 b)	①略称のフルネーム表記があるc)の内容を、b)の内容と入替 ②ILACを追加。 ③「主催する」をIAJapanと同じ「技能試験提供者として提供する」に変更。 ④「技能試験等」をIAJapanと同じ「試験所間比較又は測定監査」に変更。 ⑤「等」の意味の明確化。 ⑥「指定する」をここからは削除し、d)で網羅。 ⑦提案する記述:ILAC(国際試験所認定協力機構)、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)、IAAC(米州認定協力機構)、IRMM(標準物質及び測定研究所)、IFCC(国際臨床化学連合)、JCTLM(臨床検査医学におけるトレーサビリティ合同委員会)等の、試験事業者/校正事業者/標準物質生産者の認定に関してIAJapanと協力関係にある国際機関又は地域機関が技能試験提供者として提供する試験所間比較又は測定監査。	①～⑦5.1 c)は原案どおりといたします。 ②ILACが技能試験等を主催することは、想定されません。 ③「技能試験の主催」と「技能試験の提供」は異なります。APLAC主催の技能試験は存在いたしますが、技能試験提供者は認定機関であって、APLAC(事務局)が技能試験提供者となることはありません。 ④「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」ではありません。 ⑤「技能試験等」の「等」は、万一、国際機関が指定するものが「技能試験」でなかった場合にも対応できるようにしたものです。 ⑥「指定」を5.1 d)に移動しますと、原案では不要となっていたIAJapanによる確認義務が新たに発生し、不都合を生じません。
34	5/23	29行目～31行目	5.1 c)	①略称のフルネーム表記があるc)の内容を、b)の内容と入替。 ②二重括弧を解消すべき。 ③「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」。 ④提案する記述:ILAC MRA 又はAPLAC MRA 署名認定機関、例えば、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)などが技能試験提供者として提供する試験所間比較又は測定監査。	①～④二重括弧を解消するため、5.1 b)を「ILAC MRA 又は APLAC MRA 署名認定機関、例えば、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)などが技能試験提供者として提供する技能試験又は測定監査。」に変更いたします。
35	5/23	32行目～35行目	5.1 d)	①「測定監査」と対比するのが「試験所間比較」であるように、段落全体を修正。 ②次の5.2節との対比が明確となるように、こちらは(実質そうならないと評価が困難と思われる)IAJapanとの協力関係が迎える範囲内の指定第三者組織とした。 ③提案する記述:前a)からc)の何れかの組織によって技能試験提供者として指定されている外部組織が提供する、試験所間比較又は測定監査。この場合、試験所間比較若しくは測定監査の結果報告書の記載事項の適切性、及び、実施された試験所間比較若しくは測定監査のISO/IEC 17043の本質的な要求事項(essential requirements)への適合性が、IAJapanによって確認されている必要がある。	①～③原案どおりといたします。 ①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」ではありません。 ②認定又は第三者によって指定されている技能試験提供者しか活用できない場合、不都合が生じることは、国際的に認識されています。IAJapanとの協力関係がないと評価が困難なことは事実ですが、国際レベルで見ても、そのような限定をかけている国(認定機関)は承知しておりません。

36	5/23	36行目～37行目	5.1 注記	①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」。 ②提案する記述:ILAC MRA 署名認定機関が認定している技能試験提供者が提供する試験所間比較又は測定監査は、IAJapan によってd)が確認されているものとみなす。	①・②原案どおりといたします。 ①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」ではありません。
37	6/23	7行目～10行目	5.2	①5.1本文の提案する記述と対比させるべき。 ②提案する記述:IAJapan が試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者向けに運営する登録・認定プログラムにおいて、5.1 で定める試験所間比較又は測定監査が利用できないか又は適切でない場合には、特例として以下の技能試験引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	①・②原案どおりといたします。 ②提案する記述ですと、5.2では用語「技能試験」は後出せず、文章上の不整合が生じます。
38	6/23	11行目～16行目	5.2 A)・B)を囲む枠	5.1 A)・B)の記述は、特に重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。	5.1 A)・B)の記述は、特に重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。
39	6/23	25行目	6.1	No.17①に同じ。	『認定・登録された』に変更いたします。
40	6/23	30行目～37行目	6.1 1)・2)を囲む枠	引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	6.1 1)・2)の記述は、特に重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。
41	6/23	30行目～33行目	6.1 1)	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
42	6/23	34行目～37行目	6.1 2)		
43	6/23	35行目～36行目	6.1 2)	①「測定監査」と対比するのは「試験所間比較」。 ②提案する記述:試験所間比較又は測定監査	①・②原案どおりといたします。
44	7/23	9行目～16行目	6.2 (1)・(2)を囲む枠	引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	6.2 (1)・(2)の記述は、重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。
45	7/23	9行目～16行目	6.2 (1)・(2)	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
46	7/23	9行目～16行目	6.2 (1)・(2)	①測定監査と対比するのは試験所間比較。 ②5.2 A)で定めているのは試験所間比較ではない。 ③提案する記述:5.1で定める試験所間比較若しくは測定監査、又は5.2 A)で定める基幹比較、補完比較、相互比較の何れか	①～③原案どおりといたします。 ②5.2 A)の「基幹比較」、「補完比較」、「相互比較」は、4.(2)で定義する試験所間比較の一つの形態です。
47	7/23	17行目～21行目	6.2 注記1	①引用は正確にすべき。 ②長文を簡略化するため、「技能試験」は包括的な呼称とすべき。	①・②現行の記述でも、誤解はないと判断いたしましたので、原案どおりといたします。 ②「技能試験」は包括的な呼称ではありません。
48	7/23	22行目～24行目	6.2 注記2	長文を簡略化するため、「技能試験」は包括的な呼称とすべき。	「技能試験」は包括的な呼称ではありませんので、原案どおりといたします。
49	7/23	25行目～27行目	6.2 注記3	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
50	7/23	30行目～37行目	6.3 (1)・(2)を囲む枠	引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	6.3 (1)・(2)の記述は、重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。
51	7/23	30行目～34行目	6.3 (1)	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
52				測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
53	7/23	35行目～37行目	6.3 (2)	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。

5/6

54	7/23	38行目～39行目	6.3 注記	測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
55	8/23	8行目	7.1 (2)	文の途中の括弧内の句点を削除すべき。『外注(工程の一部を外部の者に行わせることをいう。』の句点「。」は削除すべき。	原案どおりといたします。なお、御指摘の表現は、告示(平成17年経済産業省告示第222号)第3項第三号第一号の表現そのままであることを申し添えます。
56	8/23	15行目～35行目	7.2 (1)～(4)、注記1・注記2	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
57				測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
58	9/23	全頁	7.3 (1)～(5)、注記1・注記2	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
59				測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
60				No.13①に同じ。	No.13①の理由により、原案どおりといたします。
61	10/23	全頁	7.4 (1)～(2)、注記1・注記2	測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
62				5.2 A)で定めているのは試験所間比較ではない。	5.2 A)の「基幹比較」、「補完比較」、「相互比較」は、4.(2)で定義する試験所間比較の一つの形態であることから、原案どおりといたします。
63				No.13①に同じ。	No.13①の理由により、原案どおりといたします。
64	11/23	1行目～20行目	8.	「技能試験等」の「等」の消去により、曖昧さを排除すべき。	・4行目は同一文章内での整合を図るため『技能試験』に変更いたします。 ・8行目は原案どおりといたします。3行目の「技能試験」、「測定監査」、「試験所間比較」を受けたものです。
65				測定監査と対比するのは試験所間比較。	原案どおりといたします。
66				5.2 A)で定めているのは試験所間比較ではない。	5.2 A)の「基幹比較」、「補完比較」、「相互比較」は、4.(2)で定義する試験所間比較の一つの形態であることから、原案どおりといたします。
67				引用文書からの抜粋とはいえないため、枠を削除すべき。	8.の2つの・の記述は、重要であることから枠囲いとしておりますので、原案どおりといたします。
68	11/23	27行目	9.1	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
69	12/23	5行目	9.2 (1)	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
70	13/23	8行目	10.1	No.17①に同じ。	『認定・登録』に変更いたします。
71	13/23	18行目	10.2	No.13①に同じ。	No.13①の理由により、原案どおりといたします。

6/6